

**静岡県告示第499号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年6月16日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月16日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
469号	御殿場市永塚字田坪332番の4から 御殿場市川島田字大沢1307番の5まで	平成29年6月16日

=====

**静岡県告示第500号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年6月16日から2週間富士木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月16日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士白糸滝公園線	富士市中野字西古野180番の19から 富士市大淵字東下原2897番の12地先まで	平成29年6月16日

=====

**静岡県告示第501号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年6月16日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月16日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-----	---------	---------

横川磐田線	磐田市大久保字六区259番の12から 磐田市大久保字安井谷242番の7まで	平成29年6月16日
浜松袋井線	磐田市大久保字安井谷242番の7地内	